

第103回安来市議会定例会 3月定例会議

文教福祉委員会 委員長報告

令和7年3月24日

去る3月3日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案について、3月13日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果について、

「議第35号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」

「議第37号 安来市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例制定について」

「議第38号 安来市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例制定について」

「議第39号 安来市健康増進施設夢ランドしらさぎ条例の一部を改正する条例制定について」

「議第40号 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

「議第41号 安来市介護予防拠点施設ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例制定について」

「議第42号 安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

「議第43号 安来市廃棄物の収集運搬及び処分に関する手数料条例の一部を改正する条例制定について」

「議第52号 指定管理者の指定について」

「議第53号 指定管理者の指定について」

以上10件は、すべて全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議第34号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、委員から反対である意思表示があり、挙手による採決の結果、賛成多数で執行部原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第34号」について、委員より「医療分の所得割額と平等割額が下がり、その他は上がるとあったが、理由を伺う。」との質問に対し、執行部からは「島根県が示す安来市の市町村標準保険料率と、安来市の現状の税率に乖離があるため、令和12年度までに段階的に県の示す料率へ近づけることが大前提となる。全ての項目について、島根県が示す料率が安来市と比較して高いわけではないため、安来市の税率の方が高い部分は引下げ、低い部分は引上げという結果になる。」と答弁がありました。

「議第35号」について、委員より「督促手数料を徴収せず、その業務に携わる時間を他の業務に使う方が有効であるとの判断だと思うが、考えを伺う。」との質問に対し、執行部からは「督促手数料に対する電話問合せにとられる時間や、督促手数料だけが未納として残った場合に、100円の手数料を徴収するために約280円の経費が発生する状況があるため、督促手数料を廃止するという判断。これらに係る時間がなくなる事で、本来の徴収業務に注力をしていく。督促状を発行し収納に努めることには変わらないが、事務の効率化や経費の削減も進める。」と答弁がありました。

「議第39号」について、委員より「指定管理者の判断によるところが大きくなる改正だと考えるが、現在の料金よりも上がるという想定であるのか伺う」との質問に対し、執行部からは「現在の料金設定では、なかなか経営が厳しいという話は聞いている。現状よりも料金は上がることになると考えている。」と答弁がありました。

「議第37号」「議第38号」「議第40号」「議第41号」「議第42号」「議第43号」「議第52号」「議第53号」について、委員からは数件の確認がありましたが、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、文教福祉委員長報告といたします。